

2023年7月1日

化学物質管理者講習のご案内

多くのお問い合わせがございました「化学物質管理者講習」製造事業者向け（12時間）、取扱事業者向け（6時間）の講習を2023年12月、2024年3月で開講準備を進めています。お待たせ致しましたが、受講計画の一助にして頂ければ幸いです。日程、申込方法など決まり次第、ご案内致します。

会場：東基連たま研修センター 立川市曙町 1-21-1 いちご立川ビル2階

お問い合わせ先

公益社団法人 東京労働基準協会連合会

八王子労働基準協会支部 042-512-5312

立川労働基準協会支部 042-512-5311

青梅労働基準協会支部 042-512-5408

三鷹労働基準協会支部 042-512-5435

補 足

2023 年度より、事業者による自律的なリスクアセスメントおよび化学物質管理に向け、その活動の実施体制を確立することも求められるようになりました。

その中で「化学物質管理者」の選任が義務化され、ばく露防止措置の実施管理、化学物質の自律的な管理まつわる各種の対応が挙げられています。

化学物質管理者とは、事業場における化学物質の管理に係る技術的事項を管理するものとして位置づけられており、リスクアセスメント等が義務付けられている危険性・有害性のある化学物質を取り扱うすべての事業場で選任しなければなりません。

労働安全衛生法の新たな化学物質規制リーフレット（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001083280.pdf>